

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

公益社団法人日本精神科病院協会
会 長 山 崎 學

精神保健指定医が記載する各種届出に対する文書料（評価）の設定に関する要望

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当協会の活動にご理解、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

精神保健指定医（以下、指定医）は、日々、精神障害者の人権擁護と適正な医療の提供を担保するため、医学的かつ法律的な観点から極めて高度で責任の重い職務を担っております。その職務の一環として、指定医には精神保健福祉法に基づき、措置入院届、定期病状報告書、医療保護入院等に係る診断書、報告書、各種届出の作成が法令上義務付けられております。

しかしながら、これら専門知識に基づいて多岐にわたる法定文書の作成にかかる多大な労力と責任に対して、国としての正当な対価は現在に至るまで十分に整備されておられません。指定医の善意と医療機関の持ち出しによって、辛うじて制度が維持されているのが実情です。

さらに、従前は国庫補助の対象であった関連事業が都道府県事業へと移行した結果、現在では都道府県ごとに運用方針や支援の有無が分かれ、制度への対応において著しい地域格差が生じております。中には関連する補助事業自体が廃止された自治体もあり、現場の指定医および医療機関の事務的・経済的負担は一層増大し、限界に達しつつあります。

精神医療の適正な手続きを全国均一に担保し、指定医が本来の医療業務及び法定業務に専念できる環境を整備することは、国の責務であると考えます。

つきましては、令和 9 年度予算の編成にあたっては、指定医の負担軽減と制度の持続可能性を確保するため、下記の事項について特段のご配慮と必要な措置を講じられますよう、強く要望いたします。

謹白

記

1. 精神保健指定医が作成する法定文書に対する国として標準的な文書料目安の提示

精神保健指定医に作成が義務付けられている医療保護入院等に係る各種届出・報告書等の法定文書について、その労力と責任に見合う正当な評価として、例えば「1 件あたり 5,000 円～10,000 円」等の国として標準的な目安を示すこと。

2. 地域格差を是正するための国の責任による財政措置の確保

都道府県への事業移行に伴う運用やそれともなう支援の地域格差を是正し、全国どの地域においても適正な精神医療の手続きが担保されるよう、国の責任において必要な財政措置（安定的な予算化）を講じること。

以上